

第36期定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

株式会社ニーズウェル

第36期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.needsowell.com/ir/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(附属設備を含む)	15年
-------------	-----

器具及び備品	3年～10年
--------	--------

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①受注制作ソフトウェア開発契約

受注制作ソフトウェア開発契約については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足していくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウェア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

③商品機器等の販売

商品機器等の販売については、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点での充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、請負開発につきましては、従来、完成基準を適用しておりました契約のうち、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高が23,470千円、売上原価が23,470千円それぞれ増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類への影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 169,954千円

(注) 上記の金額は、受注制作ソフトウェア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当事業年度末時点で完全に履行が完了していない案件を対象に記載しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受注制作ソフトウェア開発については、ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足していくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。受注制作ソフトウェア開発は、顧客が要求するソフトウェアの仕様や契約規模等により、開発内容に個別性があります。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。

開発契約の見積原価総額は、受注前に各開発案件の個別性を勘案のうえ、案件責任者が工数積算資料に基づき策定し、管轄部署の責任者が承認しております。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化があり、工数の見直しが必要となった場合には、これに応じて、案件責任者は工数積算資料の見直しを行い、管轄部署の責任者が承認しております。

このように、原価総額の見積りは、開発内容の個別性や事実及び状況の変化により不確定性を伴います。原価総額の見積りは、作業内容や工数等を開発内容に応じた一

定の仮定を用いて見積ることで行われますが、作業内容の変更や工数の見直し等により見積原価総額が変動した場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,255千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務
買掛金 11,752千円
未収入金 110千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 21,316千円
売上原価 21,316千円
営業取引以外の取引高 1,599千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,168,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 306,176株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	233,518	23.0	2021年9月30日	2021年12月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	197,244	20.0	2022年9月30日	2022年12月26日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	6,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、経常的な資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、預託先の信用状況を把握するとともに、預託先に対する残高管理を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

なお、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で年度資金計画を見直すなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券※2			
その他有価証券	236,405	236,405	—
② 敷金及び保証金※3	63,251	60,467	△ 2,783

(※1)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格がない株式等は、「①投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	107,524
合計	107,524

(※3)貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（約定償却費及び賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高20,476千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	236,405	—	—	236,405
資産計	236,405	—	—	236,405

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	60,467	—	60,467
資産計	—	60,467	—	60,467

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場会社は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、賃借している建物の残存耐用年数に相当する期間の国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	105,180千円
役員賞与引当金	3,766千円
未払法定福利費	17,141千円
貸倒引当金	2,137千円
貸倒損失	991千円
未払事業税	13,390千円
その他	<u>4,809千円</u>
繰延税金資産合計	147,417千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,930千円
繰延税金負債合計	<u>10,930千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>136,486千円</u>

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

- (1) 関連会社に対する投資の金額 62,000千円
- (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 55,395千円
- (3) 持分法を適用した場合の投資損失の金額 (△) △1,504千円

(注) 当事業年度は、株式取得により株式会社総研システムズを関連会社とし、みなしき取得日は2022年7月31日としております。このため、当事業年度に係る持分法を適用した場合の投資損益については、2022年8月1日から2022年9月30日までの期間のみ記載を行っております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	サービスライン				合計
	業務系システム開発	基盤構築	コネクテッド開発	ソリューション・商品等売上	
外部顧客への売上高	4,988,483	696,346	192,669	852,666	6,730,166

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(6) 収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	938,699
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	976,438
契約資産(期首残高)	10,289
契約資産(期末残高)	186,949
契約負債(期首残高)	424
契約負債(期末残高)	2,827

契約資産は、主に未請求の受注制作ソフトウェア開発に係る対価に対するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、契約に基づく役務の提供に先立って顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、424千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	361円99銭
(2) 1株当たりの当期純利益	49円86銭

14. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

1. 子会社株式の取得

当社は、2022年9月15日開催の取締役会において、株式会社ビー・オー・スタジオ（以下、「ビー・オー・スタジオ」という。）を子会社化することを決議し、2022年10月3日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ビー・オー・スタジオ

事業の内容 デジタルマーケティング、Web制作、コンサルティング、システム開発、DX支援

②企業結合を行った主な理由

ビー・オー・スタジオが当社のグループ企業として協業することにより、Web制作における全行程(フロントエンド～バックエンド～運用・保守)を一気通貫でお客様に提供することが可能になると共に、官公庁・自治体及び民間企業への DX支援の強化が可能となります。

加えて、当社グループ内における人材・技術・ノウハウの有効活用により、グループ全体でさらなる事業成長が可能であると判断し、株式の譲受に至りました。

③企業結合日

2022年10月3日

④企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称
変更はありません。

⑥取得した議決権比率
100%

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 750,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー等に対する報酬・手数料等 39,250千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

2. 子会社株式の取得

当社は、2022年9月15日開催の取締役会において、株式会社コムソフト（以下、「コムソフト」という。）を子会社化することを決議し、2022年10月4日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社コムソフト

事業の内容 Web関連システム、クライアントサーバーシステム、データベース構築等システム開発

②企業結合を行った主な理由

コムソフトが当社のグループ企業として協業することにより、「金融系システム開発力」の更なる強化が可能となります。

加えて、当社グループ内における人材・技術・ノウハウの有効活用により、グループ全体でさらなる事業成長が可能であると判断し、株式の譲受に至りました。

③企業結合日

2022年10月4日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。